



豊能町産後ケア事業

豊能町では出産されたお母さんと赤ちゃんの新生活を応援するため、医療機関や助産院にて産後ケア事業（日帰り型・宿泊型）を実施しています。

産後ケア事業とは

お母さんと赤ちゃんの生活リズムと心身の安定を図るため助産所や医療機関でお母さんの体や赤ちゃんのケア、授乳指導、育児相談などが受けられる事業です。

日中、赤ちゃんとの二人きりで不安が大きい

赤ちゃんの抱き方、授乳方法を教えてほしい



出産後の体調がすぐれず、休みたい

今の育児方法でいいのか相談したい

対象者

下記のいずれかにあてはまる豊能町内に住所を有する生後4か月未満のお母さんと赤ちゃん。家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない場合で、次のいずれかに該当する方

- ①産後の体調がすぐれない方
- ②育児に不安を感じている方
- ③授乳方法に悩みのある方



内容

医療機関または助産所において、下記のメニューを利用しながらお母さんと赤ちゃんの体調に合わせてケアを受けることができます。

- ①産後の母体ケア
- ②授乳・沐浴の相談
- ③お母さんの休養・リフレッシュ
- ④赤ちゃんの健康状態の確認
- ⑤育児相談



利用施設

実施機関	住所	電話番号
しまざき産後の家	川西市黒川字谷垣内141-1	072-741-9625
医療法人共立さわらぎ産婦人科	箕面市粟生外院6-3-5	072-726-1103

利用料（自己負担額）

日帰り型：1日あたり2,000円

宿泊型：1日あたり3,000円（例：1泊2日 6,000円）

*双子の場合は、1日あたり+400円

*生活保護世帯・非課税世帯の方には一部補助があります。

持ち物

- ・豊能町産後ケア事業利用決定通知書、母子健康手帳、健康保険証、利用料
- ・部屋着、寝衣、下着などの着替え
- ・洗面用具
- ・赤ちゃんの衣類、オムツ、ミルク、哺乳瓶等

利用方法

利用申し込み

豊能町立保健福祉センター窓口で申請を受け付けます。



利用決定

申請書を審査し、利用施設・期間・メニュー・利用料等が決定したら、後日、利用決定通知書を送付します。



利用

下記の注意事項をお読みいただき、豊能町産後ケア事業利用決定通知書等、必要な持ち物を準備して産後ケア事業を利用します。

注意事項

- 1 日曜宿泊は実施していません。
- 2 キャンセルは、前々日の17時までに、利用施設にご連絡ください。これを過ぎて連絡がなく、変更・中止した場合にはキャンセル料（日帰り型300円、宿泊型500円）が発生する場合があります。ご注意ください。
- 3 申請後、利用の中止や施設の変更等がある場合は、「産後ケア事業利用変更申請書」の提出が必要になります。
- 4 施設内は禁酒・禁煙です。
- 5 感染症がある方は利用できません。
- 6 家族以外の面会をご遠慮ください。
- 7 利用は7日間を限度としています。
- 8 住民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、世帯がわかる証明書の提出が必要な場合があります。

〈お問い合わせ〉

豊能町保健福祉部健康増進課
東ときわ台1丁目2番地の6
豊能町立保健福祉センター内
TEL：072-738-3813
FAX：072-738-6855

